公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月31日

久留米市監査委員 田 中 俊 博 久留米市監査委員 塙 秀 二 久留米市監査委員 秋 吉 政 敏 久留米市監査委員 塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成26年度

部局名: 商工観光労働部

			指摘事項等	措置状況
指摘事項		務命令事	時間外勤務に係る連絡票の記入誤りにより、時間外勤務手当の一部が支払われていない。	時間外勤務手当の未払いについては、指摘 後速やかに追給を行っております。合わせ て、支給事務について、チェック体制を強化 の上、適正な事務に努めております。
指摘事項	務	臨時職員 等賃金支 給事務	早退時間数を誤って算定したことにより、臨時職員の賃金の一部に過払いが発生している。	誤って支給した賃金については、指摘後速 やかに戻入を行っております。合わせて、支 給事務について、チェック体制を強化の上、 適正な事務に努めております。
意見		補助金等交付事務	商工業に対する種々の補助制度にあっては、大方の補助金が臨機的なものであり、恒常的な対象者が想定されるものではないため、あらかじめ実施期限を設定しておくことや、私企業の活動に対して行う公的支援であるという性格に鑑みて、対象事業が、本市地域の商工業の振興にどのような利益をもたらすのか、何によって補助効果を測るのかについて、補助制度の適正な範囲や成果の捉え方などに関する考え方を整理して、事業に取り組まれたい。	商工業に対する支援策は、経済状況や中小企業等のニーズ、国・県の施策等に対応して、随時見直しを行いながら実施しております。 今後も、状況変化や事業効果等を的確に踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施してまいりたいと考えております。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成26年度

部局名: 田主丸総合支所

			H47-7- H .	
	指摘事項等			措置状況
指摘事項		施設管理 事務	久留米市田主丸保健センターの管理に係る業務委託契約において、委託先の団体に、地方自治法に定める権限の範囲を越えて、施設の使用許可等の処分性のある行為をさせているものがある。	すみやかに当該業務委託契約の業務仕様書を 見直し、施設の使用許可等に係る業務を削除 する変更契約を締結しました。
指摘事項			土地の寄附採納申出書の提出を受ける前に、特段の手続を経ないまま、別の事業のための予算を利用して当該土地に係る測量を実施し、費用の支出が行われているものがある。	寄附採納申出書の提出を受けたことを確認した後、測量を実施するよう徹底しました。 また、予算の執行に関して、該当事業の予算残高に不足を生じる場合、所要の手続きを行ってから支出事務を実施するよう徹底しました。
指摘事項	財務監査	補助金等 交付事務	補助金の交付決定において、専決権者に よる決裁が未了のままの起案文書に公印 使用承認印が押され、公印を使用して、 交付決定通知が出されているものがあ る。	すみやかに専決権者の決裁を受けました。
意見	事務監査		業務を 素務で、 素務で、 の事的では、 の事的では、 の事的では、 の事的では、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 の事的に、 のののに、 ののののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、	公有地の管理業務に関しては、通常とは異なる事務処理に至った事情や経緯を担当、経費負担や事務処理の適正性について検証しました。 また、起案文書等の決裁等の段階でのチェック体制を強化し、よう徹底しました。 また、起案文書等の決裁等の段階での手票課で 一分な確認を行うよう徹底しました。 一併せて、所管の事務手続きにおいて、根拠 法令及び側規を遵守した業務遂行を徹底を権し、 を自覚し、意識啓発や能力アップに取り組みました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成26年度

部局名: 教育部

	指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務監査	臨時職員 賃金支給 事務	臨時職員の年次有給休暇の付与及び欠 勤の取扱いを誤ったことにより、賃金の 過不足が発生しているものがある。	年休付与と欠勤を適正に処理し、賃金の再計 算及び追給・戻入処理を行い、賃金の過不足 額を調整しました。
指摘事項		休暇等管 理事務	1 週休日に行った4時間の勤務に対し、振替等ができる期間を越えて、勤務時間の割振り変更をしているものがある。	1 ご指摘の内容については、振替可能な期間 を超えているため時間外対応とし、振替日に ついては年休処理といたしました。
			2 非常勤職員の年次有給休暇において、所属長の認印がないまま取得したものや繰越日数の算定を誤ったものがある。	2所属長の印漏れや繰越日数の算定誤りは修正いたしました。
指摘事項	務	時間外勤 務等命令 事務	時間外勤務手当の割増率及び集計を誤り、支払額に過不足が生じているものがある。また、時間外勤務の命令簿に、所属長命令印が押印されないまま、事務処理をしているものがある。	時間外勤務手当ての割増等の誤りを修正し、 追給・戻入処理を行いました。所属長の印漏 れについても修正いたしました。
指摘事項		補助金交付事務	学校訪問看護支援事業に係る補助金に おいて、要綱の規定とは異なる基準で補 助金額を確定している。	速やかに要綱を改正いたしました。
指摘事項		財産管理 事務	久留米市立学校施設の使用料の算定方 法を誤り、少なく徴収しているものがあ る。	使用料決定の取消及び再決定を行うととも に、再算定した使用料の徴収を行いました。
意見	事務監査		初歩的な事務処理の誤りが続けて発生しているので、常に、事務事業の趣旨・目的を明確に理解し、事務処理の根拠となる法令や例規等に則って、適正に事務処理を行うよう、改めて、実効性のある方策の構築と実践を徹底されたい。	初歩的な文書事務の誤りが教育部内で少なからず見られたことは大変反省するところです。業務担当者の認識はもちろんのこと、管理・監督者の点検についても、再度、徹底します。初歩的な文書事務の誤りが今後発生しないように、部内での文書事務研修を行いました。